

御殿場市内部公益通報の処理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づく職員等による内部公益通報（以下「通報」という。）の処理に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 市職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項に規定する特別職に属する職員をいう。以下同じ。）

イ 市と契約関係にある事業者又は当該事業者には雇用され、かつ、市の事業に従事している労働者

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定を受けて市の事業を行う事業者又は当該事業者には雇用され、かつ、当該市の事業に従事している労働者

エ アからウまでに掲げる職員又は労働者であった者（退職後1年以内の者に限る。）

オ その他本市の法令遵守等を確保する上で必要と認められる者

(2) 通報 職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、本市又は職員について、次に掲げる事実（以下「通報対象事実」という。）が生じ、又はまさに生じようとしている旨を市に通報することをいう。ただし、本市の法令遵守の確保及び適正な業務遂行のために必要と認められるものに限る。

ア 法第2条第3項に規定する通報対象事実

イ 御殿場市職員倫理規程に違反する行為又は懲戒処分の対象となる非違行為に関する事実

(3) 通報者 通報をした職員等をいう。

(4) 通報者等 通報者及び通報対象事実に係る相談を行った職員等をいう。

(5) 通報業務 次に掲げる通報に関する業務をいう。

ア 相談の対応

イ 通報の受付

ウ 調査の実施

エ 通報対象事実があると認められた場合における是正措置、再発防止策その他適正

な業務の推進のために必要であると認める措置（以下「是正措置等」という。）の実施

（組織体制等）

第3条 通報業務の適正な執行を管理させるため、内部公益通報総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、総務部長をもって充てる。

2 通報業務従事者（以下「従事者」という。）は、総務課長及び文書法規スタッフ統括とする。ただし、総務課が通報に係る事案に関係しているときは、総括責任者が別に指名する者とする。

（通報等の窓口）

第4条 通報及び通報に関する相談（以下「通報等」という。）の窓口は、総務課とする。ただし、総務課が通報に係る事案に関係しているときは、総括責任者が別に指定する。

2 前項の規定は、通報者等が総務課以外の職員に通報対象事実に係る相談を行うことを妨げるものではない。

（通報の受付）

第5条 従事者は、通報について、職員等がその所属（職員等が第2条第1号イに掲げる者である場合にあっては、事業者の名称及び配属先）、氏名等を明らかにした書面、電子メール、電話その他適切な方法により受け付ける。

2 従事者は、通報を受け付けたときは、内部公益通報受付票（様式第1号）により、当該通報への対応に必要な事項を当該通報者に確認する。ただし、当該通報者がこれに応じないとき、その他確認することが困難なときは、この限りでない。

3 従事者は、前項本文の確認をするときは、当該通報に関する秘密は保持されること、通報者の個人情報保護されること、及び通報の受付後の手続きの流れに関することについて説明する。

（通報者への通知）

第6条 従事者は、前条の規定により通報を受け付けた場合は、法の趣旨を踏まえて当該通報に対応する必要性について十分検討し、これを受理するときはその旨を、受理しないときはその旨及びその理由を、内部公益通報受理（不受理）決定通知書（様式第2号）により遅滞なく当該通報者に通知する。ただし、通報者が当該通知を望まないときは、この限りでない。

（調査の実施等）

第7条 従事者は、前条の規定により受理した通報について、通報に関する秘密を保持するとともに、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、総括責任者の指揮の下に、速やかに必要かつ適切な方法により調査を行う。

2 総括責任者は、必要と認めるときは、通報対象事実に係る関係部課の長等（以下「協

力者」という。) に対し、調査を行うよう指示を行い、及びその結果の報告を求めることができる。

(調査結果に基づく是正措置等の実施等)

第8条 総括責任者は、前条第1項に規定する調査を行った結果、当該通報に通報対象事実があると認めたときは、速やかに市長に報告するとともに、協力者に対し是正措置等を講ずるよう指示する。

2 前項の指示を受けた協力者は、速やかに是正措置等を講じ、その内容を総括責任者に報告する。

3 従事者は、第1項に規定する調査の結果及び前項に規定する是正措置等の内容を内部公益通報調査結果票(様式第3号)に記録する。

(調査結果等の通知)

第9条 従事者は、第7条第1項に規定する調査の結果及び前条第1項の規定による是正措置等の内容を、業務の適正な執行の確保及び利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等の保護に支障がない範囲において、内部公益通報調査結果及び措置通知書(様式第4号)により当該通報者に遅滞なく通知する。ただし、通報者が当該通知を望まないときは、この限りでない。

(責務等)

第10条 総括責任者、従事者及び協力者は、法、公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン(内部の職員等からの通報)(令和4年6月1日消費者庁)及びこの要綱の趣旨にのっとり、通報者等の保護に配慮するとともに、調査の対象となる者の権利を不当に侵害することのないよう、公正かつ誠実に通報業務を行わなければならない。

2 通報等及び調査への対応に関与した者は、正当な理由がなく、当該業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

3 職員等及び市と契約関係にある事業者の役員等は、通報者等を特定した上でなければ調査を行うことができない等のやむを得ない場合を除いて、通報者等を特定しようとする行為を行ってはならない。

4 通報業務に関与した者は、通報者等を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有してはならない。

5 通報等の事案に関係する者は、当該事案の対応に関与してはならない。

6 統括責任者が前項の規定に該当するときは、市長は、他の職員をもって総括責任者に充てる。

7 市長は第1項から第5項までの規定に違反した職員に対し、適切な措置をとる。

(通報者等の保護)

第 1 1 条 通報者等である職員の任命権者及び管理職員等は、通報等を行った職員に対し、通報等を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならない。

(運用状況の公表)

第 1 2 条 市は、内部公益通報制度の運用状況に関し、毎年度公表する。

(職員等への周知)

第 1 3 条 総括責任者は、職員等に対し、法及びこの要綱の内容についての周知を図るため、研修その他必要な措置を講ずる。

2 総括責任者は、前項の事務を、総務課に行わせることができる。

(補則)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、通報の処理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

内部公益通報受付票

1 受付

通報番号	第 号			
通 報 日	年 月 日（ ☐ 電話 ☐ 電子メール ☐ その他（ ））			
通 報 者	フリガナ		電話番号	
	氏 名		メールアドレス	
	所属又は事業者の名称及び配属先			
	違反者との関係	☐ 同課の職員（ ☐ 違反者の部下 ☐ その他） ☐ 他課の職員 ☐ 取引先（ ☐ 従業員 ☐ その他） ☐ 上記であった者 ☐ その他（ ）		
	処理状況等の通知希望	☐ 有 ☐ 無	連絡の方法	☐ 電話 ☐ 電子メール ☐ その他（ ）
	要綱第5条第3項の説明の実施： ☐ 秘密保持 ☐ 個人情報保護 ☐ 通報受付後の手続きの流れ			
違 反 者	氏 名			
	所属又は住所			
通報内容	違法行為等の内容	日時、場所、内容、目的、原因、通報理由等		
	違法行為等が（ ☐ 生じている ☐ 生じようとしている ☐ その他（ ））			
	証拠書類	☐ 有（ ） ☐ 無		
	対象となる法令等			
受 付 者	課 名		氏 名	
備 考				

2 確認事項

(1) 通報者の不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的： ☐ 有（ ） ☐ 無
(2) 本通報の公益通報者保護法との関係： ☐ 対象 ☐ 対象外（理由： ）
(3) 本通報に係る関与者の利益相反関係の有無： ☐ 有（講じた措置等： ） ☐ 無
(4) 通報者に対する不利益な取扱い等の有無： ☐ 有（内容： ） ☐ 無

3 受理（不受理）の決定及び通報者への通知

決 定 日	年 月 日
結 果	☐ 受理 ☐ 不受理
不受理の理由	☐ 本通報に関して調査又は措置を行う必要性が認められない。 ☐ その他（ ）
通 知 日	年 月 日
通知方法	☐ 電話 ☐ 電子メール ☐ その他（ ）

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長

印

内部公益通報受理（不受理）決定通知書

年 月 日にあなたから受けた通報は、年 月 日付けで
次のとおり決定しましたので、御殿場市内部公益通報の処理に関する要綱第 6 条の規定に
より通知します。

- 1 内部公益通報として受理し、当該通報対象事実について調査を開始します。
- 2 内部公益通報とは認められないため、不受理とします。
（不受理の理由）

様式第3号（第8条関係）

内部公益通報調査結果票

年 月 日

課 名：

通報業務従事者：

通 報 番 号	第 号
通 報 受 付 日	年 月 日
対象となる法令等	
違法行為等の内容	
調 査 結 果	
措 置 の 内 容	

様式第 4 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長

印

内部公益通報調査結果及び措置通知書

年 月 日にあなたから受けた通報について調査を行いましたので、御殿場市内部公益通報の処理に関する要綱第 9 条の規定により、次のとおり通知します。

対象となる法令等	
違法行為等の内容	
調 査 結 果	
措 置 の 内 容	